

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

交通事故の損害賠償金の取扱い

Q 父が交通事故で亡くなり、その加害者から損害賠償金を受けました。この賠償金は相続税の課税対象でしょうか？また、保険会社から保険金も受け取りましたが、この課税関係はどうなりますか？

解説

被害者が死亡したことに対して支払われる**損害賠償金は相続税の課税対象とはなりません**。保険会社からの保険金は保険料の負担者が誰かなどで課税関係が異なります。

1. 交通事故の損害賠償金

被害者が死亡したことに対して支払われる**損害賠償金は相続税の課税対象とはなりません**。この損害賠償金は相続人の所得になりますが、**所得税法上非課税**となりますので、原則として税金はかかりません。所得税法上非課税となるものは損害賠償金以外にも、治療費や慰謝料、見舞金、働けないことによる収益補償金なども含まれます。

ただし、被相続人が損害賠償金を受け取ることが生存中決まっていたが、受け取らないうちに死亡してしまった場合には、**その損害賠償金を受け取る権利が相続財産となり、相続税の課税対象となります**。

2. 交通事故により受け取った保険金

被保険者の死亡事故を保険事故として支払われる保険金については、原則として、その保険料の負担者等に応じて、以下のように相続税・贈与税・所得税が課されます。

被保険者	保険料負担者	保険金受取人	税金の種類
A	B	B	所得税（※①）
A	A	B	相続税（※②）
A	B	C	贈与税

（※①）死亡保険金を一時金で取得した場合、**一時所得**となり、年金で取得した場合、**雑所得**となります。

（※②）死亡保険金を年金で受領する場合、毎年の年金に係る所得税については、年金支給初年は全額非課税、2年目以降は課税部分が階段状に増加していく方法により計算します。

要するに…

交通事故が原因で遺族が受け取った損害賠償金は原則、相続税も所得税も課税されません。保険会社から受け取った保険金は、保険料負担者と保険金受取人が誰かで、課税関係が異なりますので、注意しましょう。